

12. 障がい等のある方への受験上、修学上の配慮が必要な場合の事前相談

身体に障がい（学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度）等を有する志願者は、本学において受験上および修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、出願にあたっては下記により事前に相談してください。

記

1. 相談の時期

各募集区分の Web 登録開始日の 1 か月前まで

ただし、期限後に不慮の事故等により身体に障がいを有することとなった場合は、その際に相談してください。

2. 相談の方法

相談申請書（様式は自由）に次の内容を記載し、医師の診断書を添えて提出してください。

- ①志望学部、学科、入試区分
- ②障がいの程度
- ③受験上または修学上特別な配慮を希望する事項
- ④出身学校等でとられていた特別措置
- ⑤日常生活の状況

3. 相談および連絡先

〒 818-0193 福岡県太宰府市五条四丁目 16 - 1
福岡女子短期大学 入試広報課 TEL 092-922-2483

(参考) 学校教育法施行令第22条の3 (抜粋)

区 分	対象となる者
①視覚障害	・点字による教育を受けている者 ・良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 ・両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者 ・上記以外の視覚障害者
②聴覚障害	・両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚障害者
③肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由者
④病 弱	・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
⑤発達障害	・自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者